

事例番号:300229

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 5 日

11:30 頃- 突然の持続性の腹痛を認める

時刻不明 搬送元分娩機関を受診

13:57- 胎児心拍数陣痛図上、基線細変動減少と繰り返す軽度および高度遅発一過性徐脈を認める

16:45 過強陣痛および胎児機能不全の疑いで当該分娩機関に母体搬送、入院、子宮板状硬、超音波断層法で胎盤肥厚を認める

4) 分娩経過

妊娠 38 週 5 日

17:00 血液検査で凝固異常を認める

17:09 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出

クーベール徴候を認める

胎児付属物所見 胎盤母体面約 4 割に凝血塊付着、血性羊水、胎盤病理組織学検査で胎盤後血腫あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 5 日

(2) 出生時体重:2700g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.750、PCO₂ 88.5mmHg、PO₂ 18mmHg、
HCO₃⁻ 12.3mmol/L、BE -23mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分4点、生後5分6点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死、新生児低酸素性虚血性脳症の診断

(7) 頭部画像所見:

生後10日 頭部MRIで、大脳基底核・視床に信号異常を認める

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名

看護スタッフ:助産師3名、看護師4名

<当該分娩機関>

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医4名、小児科医3名、麻酔科医2名

看護スタッフ:助産師3名、看護師3名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症である
と考える。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠38週5日の11時30
分頃あるいはその少し前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 「家族からみた経過」によれば、11時30分頃の電話連絡(陣痛のような波のある痛みではなく強い腹痛がある)に対し、先程診察したばかりなので自宅で安静するようにと指示し、午後の診療が始まる時間になっても痛みがあるようなら来院してもよいと伝えたとされており、その通りの対応であれば、この対応は医学的妥当性がない。電話連絡時の内容について診療録に記載がないことは一般的ではない。
- イ. 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、軽度の子宮収縮があるため助産師の指示で午後を受診したとされており、その際に分娩監視装置を装着したことは一般的であるが、受診理由や受診時刻について、診療録に記載がないことは一般的ではない。
- ウ. 妊娠38週5日14時20分に基線細変動は乏しい、減少、胎児心拍数基線130拍/分、一過性徐脈(-)と判読し、その後に15時15分まで経過をみたことは一般的ではない。
- エ. 超音波断層法で常位胎盤早期剥離の所見がないことを確認し、輸液、体位変換、酸素投与、連続胎児心拍数モニタリングを実施したことは一般的である。
- オ. 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、15時45分過ぎに過強陣痛の疑い、胎児機能不全の疑い、今後胎児の状態が悪化する恐れがあると判断し当該分娩機関への母体搬送を決定したことは選択肢のひとつである。

(2) 当該分娩機関

- ア. 入院後の対応(内診、超音波断層法、分娩監視装置装着、遅発一過性徐脈と判読、常位胎盤早期剥離と診断し帝王切開を決定)は一般的である。
- イ. 帝王切開を決定してから14分後に児を娩出したことは優れている。
- ウ. 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- エ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関、当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。
- イ. 妊産婦より異常な腹痛の訴えがあった場合は、速やかに受診を促すことが望まれる。
- ウ. 妊産婦から電話連絡があった場合は、受けた時刻やその内容、およびそれに基づく対応について、また、受診時はその詳細(受診時刻や受診理由等)について、診療録に記載することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関、当該分娩機関における診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。